

検討に当たっての視座

日本学術会議が、「日本学術会議法」に基づいて設置されていることから、その機能強化の検討に当たっては、

現行法の下で可能な機能強化

現行法の改正が必要な機能強化

に分別し、前者は会員の自助努力で実現可能だが、後者は検討組織を別途設けて、中期的な対応が必要であるとの認識を持っている。

・ 現行法の下で可能な機能強化について

- 1 喫緊に取り組むべき強化策-日本の展望の実現に向けた行動計画の策定-

学術会議が公表した「日本の展望」を実現していくことが機能強化上、最も喫緊・重要と考えられ、そのための行動計画を策定すること。具体的には、分野ごとと学術会議全体とに行動計画策定委員会を設け、検討組織と行動計画を組織化することが必要であると考える。

- 2 政府・社会との関係強化について

- ・ **国民一般との関係**：「社会のための科学」を標榜する学術会議としては、国民の利益に還元できる活動を展開しなければならないのは当然のことであるが、かといって国益優先が表出しすぎでは「人類のための科学」の視座が失われる。国と世界とにバランスがとれた活動が肝要である。
- ・ **政府との関係**：新生学術会議は、社会のための科学を標榜し、その具体として、総合科学技術会議と学術会議が両輪になって日本の科学技術政策の策定を担っていくべきことは会員には承知されているが、広く国民には浸透していない。学術会議は世界的視野から人類のあるべき姿を論じ、その結果として我が国の科学技術政策のあり方に関して学術的見解を表明するべきであって、政治に関わる具体的政策を議論することは適当ではないと考える（現行法では具体的政策提言が可能になっているが、ほとんど実現されていないようである。） 会長意見にある Science for Policy ないしは政府機関の一部としての位置づけなどを強調しすぎることは、学術の本来の立場を喪失しかねないと懸念する。
- ・ **意思の表出の政策への反映**：会長意見にあるように、3種類程度に分別してもよいが、上記のように、学術会議が具体的政策を提言するのではなく、あくまでも学術的提言を行い、政府がその責任において政策の意思決定をするべきことと思量する。
- ・ **ジャーナリズムとの関係**：学術の見識が中長期的世界観には不可欠であることを検証し

ていけば、メディアは必要な広報を担ってくれると期待される。いたずらに学術活動とメディアを結びつける必要性は感じない。

- 3 内部体制の強化について

- ・ **会員・連携会員のあり方**：学術会議所属の学会からの推薦による旧選挙方式では、学術会議が学会の利益代表的要素が強くなり勝ちで、本来の学術の存在意義が薄れてきたことを改善するために現行方式（コーオペレーション）に移行した。新制度に移行して二期しか経たないので、新方式をレビューすべきか否かの検討の場を設定することが先ず必要であると思われる。

しかし、現行方式（会員、連携会員）の下での会員選考に関わる情報開示が不十分であるため、選考の公平・平等性、学会との連携不足性などの問題をもたらしているとも思われるので、現行方式をベースにその運用上の改善を検討するべきである。

- ・ **委員会のあり方**：1～3部間、および部内での分野別委員会数のバランスが図られているか、各委員会の必然性など検討の余地がある。全ての委員会を学際型とするのも一案である。

課題別委員会については、会長提案にあるように3種類程度に設置期間を分別することは好ましいのではないか。

- ・ **会長選挙のあり方**：20期から新たな会員制度に移り、問題点が見えてきた。すなわち学術会議活動に対する貢献度が会員個人で様々であり、210名の総合力となっていない。経験を積んだ会員が6年任期で例外なく外れてしまうのは、学術会議の力を殺いでしまうと懸念される場所であり、法改正を伴わずとも、会長・副会長候補者が2期目の会員から選出された場合には、その者に限り3期継続できることの特例措置が可能か検討して欲しい。
- ・ **学協会との関係**：これも会員選出（コーオペレーション方式）との関係をバランスさせなくてはならない。会員自身が関連の学協会（自身の所属学会の周辺を含め）に働きかけることを内部ルール化するべきではないか。
- ・ **予算の減少傾向からの脱却**：会員には予算についての情報が少ないのでコメントがきかねる。学術会議の予算、事務局体制に精通している会員からの意見は以下の通り。学術会議は現状の体制における役割においても十分機能しているとはいえないが、突き詰めると予算不足とサポート（事務局）不足である。特に、作文、調査研究、海外を含めた発信、社会への広報、諸団体との連携などにおいて著しい。もし予算とサポートが現状のままであるならば、活動の中で集中と選択をすべきか、これを解決するための方策をアドホック委員会で検討すべきである。
- ・ **事務局のあり方、会員と事務局の連携**：委員長・幹事等は事務局体制の不十分さ、よって事務局員がルーティンに追われる毎日を認識しているが、多くの会員はこの点を理解していないのでクレームが多い。上述したように、事務局が原案作成できる体制と時間的余裕が不足しているので、科学技術政策研究所、政策形成大学院等との連携を内部ル

ール化するのも一案である。

- 4 検討体制等について

- ・ **検討体制**：会長等役員と、プラス各部から2名程度の委員構成による「学術会議のあり方検討委員会」を設置する。併せて、「学術会議外部評価委員会」を設置して社会一般を含めた意見を聴取し、検討に反映する。
- ・ **検討期間**：今年9月中に両委員会を設置、来年秋の総会にて決定する。
- ・ **関係委員会の協力、作業分担**：「学術会議のあり方検討委員会」が必要に応じて関連委員会に諮問する（日本の展望と同様の進め方）。
- ・ **連携会員の意見反映**：上記の関係委員会から情報を流す。
- ・ **検討結果の扱い**：政府では学術会議と総合科学技術会議との関係の整理、科学技術戦略室の設置等の検討をしているとのこと、よって、政府の検討状況によっては、上記、「学術会議のあり方検討委員会」を早期に設置し、フリーハンドを渡す。

・ 法改正が必要な機能強化

- 1 **科学技術予算に関する政策提言機能**：現行法の第四条に、「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。一．科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分 二．政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針」と規定されており、会長が総合科学技術会議の構成員として意見を表出できる仕組みになっている。問題は、この規定を実施していく上での手続きの明細化と政令等が規定されていないことにある。

また第五条には「日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。一．学の振興及び技術の発達に関する方策 二．科学に関する研究成果の活用に関する方策 三．科学研究者の養成に関する方策 四．科学を行政に反映させる方策 五．科学を産業及び国民生活に浸透させる方策」。しかし現状では、学術会議の勧告等が政府で十分に尊重されているとはいえないように思われる。

以上の問題解決に向けて、学術会議内で時間をかけて（ただし、ある時期に結論を出すことを前提として）検討すべきである。

- 2 **会員制度**：第七条に、「日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。 3．会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。 5．会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。 6．会員は、年齢七十年に達した時に退職する」等が規定されている。そのため 3の会長選挙で既

述したような問題が顕在化しつつある。

それゆえ将来的に会員の他に特別会員を設置するなどの法改正を行い、適切人材を確保できる仕組みが必要である。会員の中に、親組織からの出向として契約に基づいて時間を割く人がいても良い。一方で、若い世代の人材の制度的導入も是非必要である。会員制度の再検討を直ちに始め、次期に間に合わせるべき。

別の意見として、一人の者が会員を3期継続できるようにすると、過去のように学会議会員が固定化するので必ずしも好ましくはない。むしろ会長・副会長候補者は2期目の会員から選出し、選出されたものに限り3期継続できることの特例としてはどうか、などもある。

(以上)